

令和7年12月22日
地方公共団体金融機構

地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させる
ものとする公庫債権金利変動準備金の金額の変更について

本日、「令和7年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和7年総務省・財務省令第1号）」が廃止され、令和7年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属せるものとする公庫債権金利変動準備金の金額（国庫納付額）が、2,000億円から0億円へと変更されましたので、お知らせいたします。

なお、これは、令和7年度における国庫納付額として、地方交付税の総額確保のための2,000億円が予定されていたところ、今般、政府において、後年度の財源として活用するため、令和7年度の活用を取りやめることとされたことによるものです。